

相談所だより

塩尻中小企業相談所

塩尻商工会議所 塩尻市大門一番町12番2号 えんぱーく406

電話番号：0263-52-0258 FAX：0263-51-1388

榑川支所 塩尻市木曾平沢2221-1

電話番号：0264-34-2153 FAX：0264-34-2593

【塩尻商工会議所ホームページURL <http://www.shiojiri.or.jp>】

個人事業主税務個別相談会開催

決算申告・消費税申告の個別相談会を下記の日程で開催します。御利用ください。

会場	月日	会場	月日
塩尻商工会議所 会議室	2月18日(月)	塩尻商工会議所 会議室	3月5日(火)
〃	19日(火)	〃	6日(水)
〃	20日(水)	〃	7日(木)
〃	21日(木)	〃	8日(金)
〃	22日(金)	〃	11日(月)
〃	25日(月)	〃	12日(火)
〃	26日(火)	〃	22日(金) ※消費税申告のみ
〃	27日(水)	塩尻市広丘公民館 1階会議室	2月26日(火)
〃	28日(木)	〃	3月8日(金)
〃	3月1日(金)	塩尻市榑川公民館 2階和室	2月27日(水)
〃	4日(月)	〃	3月12日(火)

※時間／午前の部：9時30分～12時・午後の部：1時～4時30分までとなります。

(受付時間／午前の部：11時30分・午後の部：4時までにお越しください。)

※原則として所得(特典控除前)400万円以下の方に限ります。

◆『e-Tax(国税電子申告・納税システム)』の環境を備えてあります。

税理士による代理送信も行っておりますので是非御利用ください。

◆必要書類

【所得税】税務署より送付されている書類・関係諸帳簿・印鑑

国民年金、国民健康保険等各種控除証明書(国民年金の証明書添付が義務化)

減価償却資産資料(固定資産台帳等、償却済資産も含む)

【消費税】税務署より送付されている書類・印鑑

過去2年分の確定申告書・決算書・関係諸帳簿

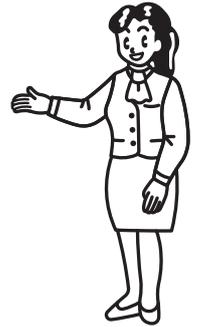


記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が30万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について、平成26年1月から同様に記帳・帳簿書類の保存が必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

また、松本税務署にお問合せください。



国税庁ホームページアドレス 【<http://www.nta.go.jp>】
松本税務署個人課税第1部門 【直通 (0263) 39 - 3261】

労働関係法が改正されます。

(H 25 年 4 月 1 日改正予定)

① 高年齢者雇用安定法（ポイント）

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止
(65歳未満定年を定めている事業主が、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みが廃止され希望者全員を継続雇用制度の対象とする事が必要)
2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入
4. 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定



② 障害者の法定雇用率の引き上げ

事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。（障害者効率制度）この法定雇用率が平成25年4月1日から以下のように変わります。

事業区分	法定雇用率	
民間企業	現行 1.8%	⇒ 平成25年4月1日以降 2.0%

今回の法改正に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主範囲が従業員56人以上から50人以上に変わります。その際以下の義務が発生します。

- ◆毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆障害者雇用推進者を選任するよう努めなければなりません。



当所では、上記法改正を踏まえて「労働法改正セミナー」を開催いたします。企業の求められる実務対応についてわかりやすく説明いたしますので是非、ご参加ください。（セミナー申込みは同封の別紙案内をご覧ください。）